

JCR 規則

第 1 条(名称)

この団体の名称を日本カイロプラクティック登録機構(以下本会)という。英文名は Japan Chiropractic Registers (JCR)という。

名称を保護するために、サービスマークで商標登録する。

第 2 条(構成)

本会は、弁護士、医師、有識者、患者代表、研究者、カイロプラクティック代表者で構成され、事務局を必要の地におく。

第 3 条(目的)

- 以下の目的の為に実施される
- 法制化が達成されるまでのカイロプラクターの登録業務
- カイロプラクティック業務基準の設定をするための業界の自主規制
- 日本カイロプラクティック試験委員会が実施する評価業務の認定
- 厚生労働省との交渉
- 傷害保険会社との交渉
- 安全で倫理的な実行が達成されることへの努力

第 4 条(理事、および選出)

日本カイロプラクティック登録機構理事長が本会の事務を統括する。カイロプラクティック業界代表者、弁護士、医師、有識者、コミュニティ代表、カイロプラクティック教育機関代表、計 6 名の理事を理事長が任命する。任期は 2 年間とするが、再任を妨げない。欠員が出た場合は、理事長がその代表者(理事)を選任する。

第 5 条(理事会、付議事項、定足数)

年に 1 回以上開催し、理事長が召集する。開催 2 ヶ月前までに付議事項、日時、場所を書面で各理事へ通知するものとする。付議事項は、目的で定めた事項とする。理事会の定足数は出席者と委任状を含めて三分の二以上であること。議決は出席者と委任状の合計数の過半数でなければならない。なお、理事会での決定事項は印刷物、あるいは本会のホームページ上で公表することとする。

第6条(報酬)

職務における労働についての報酬(会議参加日当)、及び交通費は別途定める。

第7条(会計)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。本会の運営費は、日本カイロプラクターズ協会が支弁する。試験委員会発足後、登録者の手数料、賛助団体の年会費を加える。

第8条(規則の改正、解散)

規則の改正、および解散における理事会の定足数と議決は、三分の二以上とする。

第9条(付則)

この規則は、平成20年6月23日から施行する。